

平成 29 年 1 月

ご契約者 各位

西日本自動車共済協同組合

## 平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

自賠責業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 1 月 19 日に自賠責保険審議会が開催され、平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定が了承されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬 具

記

### 1. 共済掛金改定の概要について

- 平成 29 年 4 月 1 日始期契約より、自賠責共済掛金が全車種平均で 6.9%引下げとなります。  
(ただし、改定率は共済期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。)
- 平成 28 年度料率検証の結果、昨年度の検証結果に続いて実績損害率が予定損害率を下回っており、かつ、その黒字幅（実績損害率と予定損害率との乖離幅）が拡大していることが確認されました。今後も同様の収支状況が継続することが見込まれること等を踏まえ、平成 29 年 4 月から共済掛金を改定することになったものです。

#### 【共済掛金例（本土）】

- 自家用乗用自動車の 2 年（24 か月）契約の場合  
現行共済掛金 27,840 円⇒改定共済掛金 25,830 円（2,010 円の引下げとなります）
- 軽自動車（検査対象車）の 2 年（24 か月）契約の場合  
現行共済掛金 26,370 円⇒改定共済掛金 25,070 円（1,300 円の引下げとなります）

### 2. 平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の取扱いについて

- ご契約手続きを留保いただいている平成 29 年 4 月 1 日以降始期の自賠責共済契約については、平成 29 年 2 月 1 日より改定後の共済掛金で手続きが可能となります。

以 上